令和5年度西都市立三財小中学校部活動方針

令和5年4月1日 西都市立三財中学校

平成30年3月、スポーツ庁「運動部活動ガイドライン」、10月宮崎県教育委員会、12月西都市教育委員会の方針を受け、本校における部活動方針を策定いたしました。

西都市立三財小中学校の教育目標は「黒土大地のもと、三つの財をもち、地域に貢献する児童 生徒の育成」です。生徒が同じ目標に向って取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身とも に健全な育成を図ることを目指しております。

部活動を通して、健全な成長ができるよう、効率的で自主的な部活動を実施したいと思います。 今後、以下の方針で取り組んでいきたいと思います。

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日(原則として、水曜日をリフレッシュデーとする)、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日を休養日とすることを厳守する(大会、地域のイベント等を除く)。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しない。土曜日及び日曜日、「家庭の日」に大会参加等で2日活動した場合は、休養日を別の週末に振り替える。また、時期により大会等が重なることもあることから、該当月に十分な休日の休養日が設定できない場合には、翌月等に振り替え、2~3ヶ月単位で十分に休日の休養日が設定できるようにする。
- 2 長期休業期間は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとる ことができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動が行うことができるよう、長期休業の意義 を踏まえ、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 3 I日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学期中の土曜日及び日曜日・祝日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。(練習試合や講師等による練習会は除く)ただし、夏季と冬季で平日の部活動終了時刻が異なることから、年間を通してバランスのとれた活動が行えるように工夫する。
- 4 顧問は、2ヶ月単位の部活動実施計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、各部所属の生徒・保護者に配布する。
- 5 生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

保護者・地域の皆様と連携して、全職員とともにバランスの取れた活動になるよう努力していきますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。